

安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 27 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市し尿処理場に関する条例(平成 16 年条例第 112 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条から第 5 条まで (略)	第 1 条から第 5 条まで (略)
(使用料)	(使用料)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2 (略)	2 (略)

<p>3 使用料の納付方法については、規則で定める _____。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別な事由があると認めるときは、第6条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>3 使用料の納付は、市の発行するし尿及び浄化槽汚泥処理券を使用者が事前に購入し、投入時にこれを市長に提出することによって行う。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。